

別様式

令和 年 月 日

確約書

今回申請しました鹿沼市 町 丁目 番地 の物件に関して、鹿沼市水道事業給水条例第 16 条、鹿沼市水道事業給水条例施行規程第 8 条第 2 項及び、第 25 条の規程どおり（止水栓及び量水器筐を宅地境界から 2 m 以内）に設置することが困難であるため、管理区分を変更し、止水栓以降の給水装置（量水器、不凍水栓は除く）全部の管理責任を負うものとし、漏水等修繕の必要が発生した場合は私の負担により速やかに行います。

令和 年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛